

上市町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、上市町立学校に勤務する教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。次条第1項において「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務の量の適切な管理を行うことにより教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

(業務を行う時間の上限等)

第2条 教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（給特法第7条の指針で規定する在校等時間をいう。次項において同じ。）から所定の勤務時間（富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年富山県条例第38号）第6条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

(1) 1月 45時間

(2) 1年 360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ないときは、教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

(1) 1月 100時間未満

(2) 1年 720時間

(3) 1月ごとに区分した期間に当該期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における1月当たりの平均時間 80時間

(4) 1年のうち1月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数 6月

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。